

職員による生活保護事務の不適正処理について

中央保健福祉センター社会援護第二課と美浜保健福祉センター社会援護課の職員による生活保護事務の不適正な処理がありましたので、お知らせします。

1 中央保健福祉センター社会援護第二課職員による不適正処理の事案

(1) 事案の概要

職員が、平成29年6月から平成31年4月までの間、処理すべき申請書類等を自席機の引出し等に長期間にわたって放置し、事務処理を怠っていたものである。

(2) 対象被保護者数及び金額

ア 被保護者数 42人

イ 金額

(ア) 紙おむつ代等の臨時的な生活保護費の未支給 52件 699,158円

(イ) 過去分の年金受給等に伴う生活保護費の過支給 14件 1,416,881円

※ 当該職員が担当した地区の被保護者への支給状況等について、全件点検済みである。

(3) 判明した経緯等

令和元年9月17日、未処理と類推される書類がキャビネットから他の職員により発見されたことに端を発し、自席の机引出しからも未処理の書類が発見された。

2 美浜保健福祉センター社会援護課職員による不適正処理の事案

(1) 事案の概要

職員が、平成29年11月から令和元年7月までの間、処理すべき申請書類等を自席機の引出し等に長期間にわたって放置し、事務処理を怠っていたものである。

(2) 対象被保護者数及び金額（調査中）

ア 被保護者数 77人

イ 金額

(ア) 紙おむつ代等の臨時的な生活保護費の未支給 32件 2,004,751円

(イ) 過去分の年金受給等に伴う生活保護費の過支給 45件 5,719,299円

※ 現在、当該職員が担当していた100世帯中95世帯の調査を終了し、未調査分については早急に調査している。

(3) 判明した経緯等

当該職員が、本年6月に休暇で不在だった間、担当している被保護者等から問い合わせがあり、上司である査察指導員が確認したところ、未処理となっていることが判明した。

3 今後の対応

(1) 未受給者へは未受領であることを聴取し確認が取れ次第に支給手続をする。

返還を要する方への返還請求については、十分な説明をしたのちに返還手続をする。

(2) 各区において、未処理事案がないか点検を実施中である。

4 再発防止の取り組み

(1) 未処理書類の見える化

ケースワーカーが被保護者から受理した申請書等は、共用スペースでケースワーカーごとに組織的に管理し、上司である査察指導員が定期的にその処理状況を確認することにより、進行管理を行う。

(2) ケース記録の回付の徹底

査察指導員が、指導上の台帳で、訪問や保護費の決定内容等を記録したケース記録の回付状況を確認し、3か月間記録の回付のないケース記録が認められた場合は、担当ケースワーカーに対して速やかに回付するよう指示する。